

国語分科会で今後取り組むべき課題について  
(問題点整理小委員会における「意見のまとめ」素案)

平成24年1月〇〇日

国 語 分 科 会

国語分科会で今後取り組むべき課題について  
(問題点整理小委員会における「意見のまとめ」)

目 次

はじめに	1
第1 今期の議論について	
1 今期の議論の焦点	
(1) 東日本大震災によって生じた言葉の問題	2
(2) 「分かりやすさ」の重要性	3
2 国語施策の基本的な立場	
(1) 国語施策の適用範囲及びその性格	3
(2) これまでの答申の性格	4
第2 今後、具体的な検討が必要と考えられる課題	
1 「公用文作成の要領」の見直しについて	
(1) 現行の「公用文作成の要領」	5
(2) 「公用文作成の要領」を見直す場合の留意点	5
2 常用漢字表の手当てについて	
(1) 常用漢字表の定期的な見直し	6
(2) 常用漢字表を使いやすくするための方策	7
3 言葉遣いについて	
(1) 望ましい言葉遣いのイメージ	7
(2) 緊急時における言葉遣い	8
(3) 情報機器と言葉遣い	8
4 コミュニケーションの在り方について	
(1) 情報化・国際化との関係	9
(2) 求められる二つのコミュニケーション能力	9
5 その他	
(1) 日本語の国際的な普及	10
(2) 表記に関わること	10
(3) 文化庁「国語に関する世論調査」等	10

<参考資料>

- 1 文化審議会国語分科会委員名簿(付 問題点整理小委員会委員名簿) …… 11
- 2 平成22年度文化庁「国語に関する世論調査」(官公庁の用語) ……
- 3 平成22年度文化庁「国語に関する世論調査」(公用文の句読点) ……

## はじめに

今期の文化審議会国語分科会（以下、「分科会」という。）は、平成23年5月25日に第1回の分科会を開催し、これまで分科会に置かれていた日本語教育小委員会に加えて、新たに問題点整理小委員会及び国語研究等小委員会を設置し、それぞれの課題に対して、検討を重ねてきた。このうち、問題点整理小委員会（以下、「小委員会」という。）では、平成23年5月25日の第1回以来、計9回の小委員会を開催して、

現代の国語をめぐる諸問題について、すなわち、現在社会の各分野で国語についてどのようなことが問題とされているのか、その問題点を広く洗い出し、問題の所在を明らかにするとともに、今後、国語施策の上で、それらの問題にどのように対応していけばよいかを検討・整理する。

ことを課題として取り組んできた。

小委員会では、上記の課題に対し、

- (1) 「公用文作成の要領」の見直しについて
- (2) 常用漢字表の手当てについて
- (3) 言葉遣いについて
- (4) コミュニケーションの在り方について
- (5) その他

に分けて自由な意見交換を中心に検討を行ってきた。

このまとめは、そこで出された意見を上記の項目ごとに小委員会において整理したものを分科会で了承したものであるが、国語施策として、具体的にどのように対応していけばいいのかという観点からは更に検討が必要である。上記の(1)～(5)の項目のうち、「言葉遣いについて」及び「コミュニケーションの在り方について」は個々人の言語生活ともとりわけ密接に関わる場所から、国語施策としての対応については特に慎重な対応が求められる。

このまとめは、上述の検討を通じて、今後、対応する必要がある課題として挙げられた意見を「第1 今期の議論について」、「第2 今後、具体的な検討が必要と考えられる課題」に分けて示すものである。

## 第1 今期の議論について

以下、「今期の議論の焦点」及び「国語施策の基本的な立場」について述べる。

### 1 今期の議論の焦点

#### (1) 東日本大震災によって生じた言葉の問題

「はじめに」で触れたように今期の分科会及び小委員会は、平成23年5月25日に第1回が開催されたが、第1回の分科会及び小委員会以来、次のとおり、同年の3月11日に発生した東日本大震災に関連しての、言葉に関わる課題が意見として多く出された。

- ・ 外国人のことを視野に入れて、日本語のネイティブの人たちが、どういう日本語を使ったらいいか（特に緊急時の情報発信）について検討できるといい。
- ・ 基本は分かりやすい日本語表現を骨格にすることによっていいと思う。後は、その基本の考え方の中で、具体的に緊急時に外国人にどういう情報を出していくかという話である。非常に分かりにくい表現があちこちに専門用語としてある。
- ・ 緊急時には全員に正しく理解されなければいけないという用語が多分あって、そういう用語を選んで検証してみる。具体的な例で言うと、例えば「避難勧告」より緊急性の高い状況に対して、「避難指示」という言い方でなく、「避難命令」という言い方だったら誰にも分かるのか、そういう工夫が必要ではないか。
- ・ 今回のような大きな出来事の後では、特に生命に関わるような問題で、誰にでも取り違えのなく、分かるようにしておかなければいけない言葉とは、どういう言葉で、それは例えばどういうふうにしたらいいか、言わば一種のリスク管理の問題として研究し、マスコミや官公庁が共有しておいた方がいいかもしれない。
- ・ 今回の災害でも、防災行政無線の伝え方によって、非常に多くの人助かった地域と、そうでない地域とがあると報じられている。やはり伝え方あるいはどういう言葉を使って伝えたのかを検証してみるのには意味があると思う。
- ・ 通常使っている言葉は別にして、そういう緊急時に必要な情報を伝達するための用語について検証するのは、非常に大事な問題ではないか。
- ・ やはり事例を集めた方がいいと思う。例えば、災害放送でうまく行った事例、うまく行かなかった事例、そういう具体例を集めることによって何かこうすれば良かったのではないかと、今後こうすればいいのではないかと見えてくると思う。
- ・ 減災と言うか、いかに災害を減らすか、被害を減らすかというところ、言葉の問題は密接につながっているのではないかとこの感じを強く持っている。

これらの課題については、改めて「第2 今後、具体的な検討が必要と考えられる課題」の「3 言葉遣いについて」の「(2) 緊急時における言葉遣い」で取り上げるが、このような議論が展開したことが今期の議論を特徴付けるものであった。言葉遣い、すなわち言葉の使い方が、日常生活だけでなく、このような緊急時においてもいかに重要なものであるかを今期の議論を通じて改めて確認できたことは意義深い。

## (2) 「分かりやすさ」の重要性

今期の議論の核心は、端的には、「いかに分かりやすく言葉を使うか」ということに集約される。「第2 今後、具体的な検討が必要と考えられる課題」で取り上げる種々の課題も、今日のような情報化・国際化の進展した社会において優先的に取り上げるべき課題として、この観点から検討していく必要があるというのが今期分科会における最も基本的な認識である。「分かりやすく言葉を使う」とは、受け手に正確に過不足なく伝わるということであり、上述の(1)は、この「分かりやすさ」が最も厳しく問われたケースであると位置付けられよう。しかし、この「分かりやすさ」は言葉が使われる、正にその文脈や受け手によって様々に変化し得るものである。その状況、状況に応じて、的確な「分かりやすさ」が選択される必要がある。例えば、何らかの情報を伝えようとしたときに、相手が、その伝えようとしている情報に関する知識を持っている人であるのか、そうでないのかによって、＜相手に対して選択されることになる「分かりやすさ」の具体化として、選ばれるべき「言葉の使い方」＞は異なったものとなる。相手が大人か、子供かによっても同様のことが生じる。

言葉の使い手から言えば、与えられた状況を判断した上で、その状況にふさわしい「言葉の使い方」を選択することになる。今期の議論においては、その選択に資するような「目安」や「よりどころ」が求められているところはどこか、また、国語施策としてそれをどのように実現していくのか、を検討してきたと言ってもよい。ただ、以下の「第2 今後、具体的な検討が必要と考えられる課題」で述べるように、この問題は極めて難しい部分があり、「はじめに」で述べたように、国語施策としてどう対応していくのかについては更に検討を重ねる必要がある。

## 2 国語施策の基本的な立場

### (1) 国語施策の適用範囲及びその性格

平成22年11月30日に、常用漢字表が内閣告示・内閣訓令によって示された。この常用漢字表は、昭和56年10月1日に制定された常用漢字表を改定したものであるが、昭和56年の常用漢字表と同じく、法令・公用文書・新聞・雑誌・放送等、一般の社会生活で用いる場合の効率的で共通性の高い漢字を収め、分かりやすく通じやすい文章を書き表すための、漢字使用の目安となることを目指したものである。

その「前書き」には、

- 1 この表は、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示すものである。
- 2 この表は、科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものではない。ただし、専門分野の語であっても、一般の社会生活と密接に関連する語の表記については、この表を参考とすることが望ましい。
- 3 この表は、都道府県名に用いる漢字及びそれに準じる漢字を除き、固有名詞を対象とするものではない。
- 4 この表は、過去の著作や文書における漢字使用を否定するものではない。

5 この表の運用に当たっては、個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものである。

とある。常用漢字表だけではなく、現行の表記に関わる国語施策の基本的な立場は、ここに全て示されている。すなわちその適用範囲を「法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活」という公共性の高い分野に限定し、「科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものではない」とする。さらに、運用に当たっても「個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地」を認めるという、柔軟な対応を可能とするものである。

この国語施策の方向性は、昭和20年代に制定された「当用漢字表」や「現代かなづかい」などの一連の施策に見られた制限的あるいは画一的な色彩を見直した結果として、昭和40年代後半から現在に至るまでの基本的立場となっているものである。

今期の議論においても、この基本的立場を継承することを前提として、今後、国語施策として取り組む必要のある課題を整理してきた。

## (2) これまでの答申の性格

平成13年1月に国語審議会の役割を継承した分科会においては、これまで三つの答申案をまとめている。平成16年「これからの時代に求められる国語力について」

(以下、「国語力答申」という。)、平成19年「敬語の指針」、平成22年「改定常用漢字表」の三つである。これらはいずれも文化審議会から答申されたものであるが、答申案をまとめたのは分科会においてである。

この3答申のうち「国語力答申」では、国語力の構造を明らかにしつつ、これからの時代に求められる国語力とはどのようなものか、また、国語力を身に付けるための具体的な方策について提示した。これは、国語力の捉え方や、それを身に付ける方策についての基本的な考え方及びその具体策を示したものである。

「敬語の指針」では、「敬語についての考え方」、「敬語の仕組み」、「敬語の具体的な使い方」の3章に分けて、様々な社会集団や分野による個別性・特殊性などは捨象して最も基本となる敬語の使い方の〈よりどころのよりどころ〉としてまとめられたものである。

「改定常用漢字表」は、法令・公用文書・新聞・雑誌・放送等、一般の社会生活で用いる場合の効率的で共通性の高い漢字を収め、分かりやすく通じやすい文章を書き表すための、漢字使用の目安としてまとめられたものである。これは、上の(1)で述べたように、現行「常用漢字表」として内閣告示されている。

以上のように、これまでの答申は、その内容から三つに類型化できる。

- ①「国語力答申」型：言葉や言葉の使い方に関わる考え方を提示
- ②「敬語の指針」型：言葉の使い方などの具体的な指針
- ③「常用漢字表」型：一般社会における表記の目安・よりどころ

このことは、今後の国語施策を考えていくときに大切な視点の一つとなる。取り扱う内容に応じて、①～③のどの型がふさわしいのかを十分に検討していく必要がある。

## 第2 今後、具体的な検討が必要と考えられる課題

以下、今後、具体的な検討が必要と考えられる課題を、「「公用文作成の要領」の見直しについて」、「常用漢字表の手当てについて」、「言葉遣いについて」、「コミュニケーションの在り方について」、「その他」に分けて述べる。

### 1 「公用文作成の要領」の見直しについて

- 「公用文作成の要領」については、作成以来、既に60年以上経過しているところから見直す必要があるかどうか更に検討する。

#### (1) 現行の「公用文作成の要領」

現行の「公用文作成の要領」は、昭和26年10月30日に、国語審議会会長から内閣総理大臣・文部大臣宛に建議した「公用文改善の趣旨徹底について（建議）」の別冊2が基になっている。この別冊2「公用文作成の要領」は昭和26年11月1日に次官会議で了解され、翌2日、閣議の供覧を経て、昭和27年4月4日付けで内閣官房長官から各省庁事務次官宛て依命通知（内閣閣甲第16号）された。

その後、昭和56年の「常用漢字表」制定時に、「当用漢字表」を「常用漢字表」に読み替えるなど、改められるべき部分については必要な読替えや省略がなされた。さらに、昭和61年に「現代仮名遣い」、平成22年に「常用漢字表」が制定され、やはり必要な読替えや省略を行っている。

しかし、昭和26年に作成されたものが基本となっているので、現在から見ると、実態と懸け離れた記述が散見される。例えば、同要領の「第3 書き方について」には「タイプライタの活用を期するため、タイプライタに使用する漢字は、常用漢字表のうちから選んださらに少数の常時必要なものに限り、それ以上の漢字を文字盤から取り除くことなどに努める。ぜひとも文字盤にない漢字を使用する必要がある場合には、手書きする。」という記述が残る。また、「第1 用語用字について」には「言いにくいことばを使わず、口調のよいことばを用いる。」として、「たとえば 拒否する→受け入れない はばむ→さまたげる」といった記述が見られるが、「拒否する」を言いにくい言葉と感じる人は現在では少数と思われる。平成22年度の文化庁「国語に関する世論調査（平成23年2月調査）」でも、「拒否する」を「官公庁などが示す文書で使用しても問題ない」と回答した人が8割を超えている（参考資料2参照）。

また東日本大震災に際し、役所から出される情報（音声言語、文字言語を問わず）が分かりにくいとの指摘が少なからずあった。

#### (2) 「公用文作成の要領」を見直す場合の留意点

小委員会では、常用漢字表が改定されたこの時期に見直すことは、時宜にかなっているが、見直すのであれば現行「公用文作成の要領」が扱っている範囲だけでなく、広い意味での日本語の正書法の基礎になるものとして見直してはどうかという意見も

あった。その場合、これまでの要領には含まれていない、句読点の使い方や異字同訓の漢字の書き分け（例えば常用漢字表の改定によって、新たに同訓の漢字の書き分けが生じた「こたえる（答⇔応）」、「つくる（作⇔造⇔創）」）なども入れ込んで、それによって公用文を直接の対象としつつも、一般の文書作成にも参考となるような要領として見直しができるかという意見もあった。ほかに、これまでの要領にある「法令の用語用字について」は、法令が入るとなると、一般の公用文とはかなり異なる部分があるので、対応できるのか心配であるという意見も出ている。

以上から、仮に「公用文作成の要領」を見直す場合には現行の範囲で見直すのか、句読点の使い方や異字同訓の漢字の使い分けなどを入れ込む形で範囲を広げるのか、逆に、法令の用語用字に関連する部分は外して範囲を狭めるのか、この点については更に検討する必要がある。

## 2 常用漢字表の手当てについて

- 常用漢字表の手当てについては、以下で述べるように、常用漢字表そのものの問題と常用漢字表をより有効に使うための問題の二面を考えていく必要がある。

### (1) 常用漢字表の定期的な見直し

文化審議会答申「改定常用漢字表」「I 基本的な考え方」「5 その他関連事項」の「(1) 漢字政策の定期的な見直し」には以下の記述がある。

現代のような変化の激しい時代にあっては、「言葉に関する施策」についても、定期的な見直しが必要である。特に漢字表のように現在進行しつつある書記環境の変化と密接にかかわる国語施策については、この点への配慮が必要である。今後、定期的に漢字表の見直しを行い、必要があれば改定していくことが不可欠となる。

この意味で、定期的・計画的な漢字使用の実態調査を実施していくことが重要である。漢字表の改定が必要かどうかについては、その調査結果を踏まえ、

- ① 言語そのものの変化という観点
- ② 言語にかかわる環境の変化という観点

という二つの観点に基づいて、社会的な混乱が生じないように、慎重に判断すべきである。なお、②の変化とは具体的には、情報機器の普及によって生じた書記手段の変化等を指すものである。

小委員会では、上述の見直しが必要であるとの立場に立って、具体的にそれをどのように実施していくのかが検討された。例えば、常用漢字表の見直しを考えていくには5年や10年でなく、かなりの長期間で漢字の使用状況を把握できるような、よりどころとなる指標があつて、それによって見直しが必要かどうかを判断できるような



漢字調査が必要ではないかといった意見が出された。また、まず見直しのための検討委員会等を作って、その委員会等の中で、どのようなデータが必要であるのかというところから議論を積み上げていく必要があるのではないかといった意見もあった。

見直しのための組織をどう考えるか、その上で、上述の判断基準となり得る指標をどう考えていくか、この点については更に検討が必要である。

## (2) 常用漢字表を使いやすくするための方策

この問題は、「公用文作成の要領」の見直しの範囲で述べたことと関連している。すなわち、常用漢字表が改定された結果、新たに生じた異字同訓の漢字の使い分けは要領で示すか否かにかかわらず、常用漢字表を使用していくには必要なものである。

また、昭和31年の国語審議会報告「同音の漢字による書きかえ」では、「当用漢字の使用を円滑にするため、当用漢字表以外の漢字を含んで構成されている漢語を処理する方法の一つとして、表中同音の別の漢字に書きかえることが考えられる。ここには、その書きかえが妥当であると認め、広く社会に用いられることを希望するものを示した」とある。

同報告時点では、表外漢字であったものが、昭和56年の常用漢字表で2字（磨、妄）、現行常用漢字表で8字（闇、臆、潰、毀、窟、腎、汎、哺）追加されている。常用漢字表の使用を円滑にしていくには報告を見直し、新たな目安を示していくことが必要ではないかという意見が出ている。

さらに、社会生活の中で時に問題となる、「手書き文字字形」と「印刷文字字形」の違い（例えば、「鈴」のつくりの「令」の字形など）についての考え方を整理し、学校教育にも資するような指針といったようなものを作成するかどうかについても、その可否について検討していく必要がある。

## 3 言葉遣いについて

- 言葉遣いについては、望ましい在り方として、これまでの国語審議会が掲げてきた「平明、的確で、美しく、豊か」と、「分かりやすさ」をめぐって議論した。また、「誰にも伝わる分かりやすさ」という観点から、緊急時における言葉遣いについても更に検討を重ねる必要がある。

### (1) 望ましい言葉遣いのイメージ

分科会の前身である国語審議会は、昭和47年6月に「国語教育の振興について」を文部大臣に建議した。この建議の中で、「国語が平明で、的確で、美しく、豊かであることを望み、この際、国民全体が国語に対する意識を高め、国語を大切にすることを養うことが極めて重要である」と述べている。これ以降「平明、的確で、美しく、豊か」であることが、国語審議会において、国語の望ましいイメージとされてきた。

このイメージをめぐっては、「平明、的確」というグループと、「美しく、豊か」というグループの二つの相反するイメージが一緒にされているという見方でなく、四つのバランスが取れていること、四つが最大に活かされていることが、国語を運用して

いく上でのあるべき姿であるという見方をした方がいいのではないか。また、四つは国語の運用において目指すべき四つの目標としての要素であるが、四つの要素の全てが同じ程度に必要だというのではなく、誰に何を伝えるかという状況によって、その要素の軽重がおのずと変わってくるものであることを意識していく必要があるのではないか。「平明，的確で，美しく，豊か」という言い方をもっと分かりやすい言い方にすべきではないか，といった意見等が出されたが，状況と四つの要素との関係等については更に検討を重ね，広い範囲の人たちが使えるような指針としてまとめることができればいいのではないかとといった意見も多く出された。

さらに，四つの要素のうちの「美しく」は他者に対する配慮ある言葉遣いといった精神的な要素との関係も強く，極めて多義的であり，「平明，的確，豊か」の全てを包括する要素ではないかといった意見や，状況に応じて，いかに分かりやすく伝えるかという観点がより重要であり，その意味で「平明，的確」という要素をまず考えていくべきではないかという意見もあった。音声言語，文字言語を問わず，現在，社会の各分野で，この「分かりやすく伝える」というところに多くの課題が見いだせるのではないかとというのが今回の検討における共通認識である。

## (2) 緊急時における言葉遣い

既に「第1 今期の議論について」の「1 今期の議論の焦点」の「(1) 東日本大震災との関係」で述べたように，緊急時における情報伝達の在り方を考える必要があるという指摘が多く出された。

緊急時にどのような言い方をするのが望ましいのか。このことは，人命にも関わる極めて重要な問題である。特に，国や地方の行政機関から発信する情報における言葉遣いについては，様々な観点から検討されるべきである。具体的に話題となったものとしては，「避難勧告」と「避難指示」との関係性（どちらがより緊急性が高いのか）の分かりにくさなどが指摘された。緊急時に使われる言葉は，平常時以上に，誰にも分かりやすく誤解なく伝わることが厳しく求められるものである。このことは，当然のことであるが，災害が起こる前に準備しておく必要がある。今回の震災に際しても，情報の伝え方によって生死が分かれたケースがあったと言われている。

以上のような現実を踏まえて，情報の分かりやすい伝え方の基盤となる言葉遣いについて更に検討していく必要がある。

## (3) 情報機器と言葉遣い

現在の情報交換は，総じて，パソコンや携帯電話などの情報機器を介して行われることが多い。特にメール（e-mail）については様々な分野で利用されている。しかし，メールにおける言葉遣いや文章形式などは現時点で必ずしも定まった様式があるわけではない。今後，更にメールを利用した情報交換が一般化していくことを考えると，書き言葉としてのメールの言葉遣いについて，やはり分かりやすさという観点から，その望ましい在り方について検討が必要ではないか。

## 4 コミュニケーションの在り方について

- コミュニケーションの在り方をめぐっては、情報化や国際化といった社会変化との関係から求められるコミュニケーション能力の在り方や、現在の社会状況の中で必要とされるコミュニケーション能力の在り方について、また、コミュニケーション能力の中身について、更に検討が必要である。

### (1) 情報化・国際化との関係

情報化に伴って、パソコンや携帯電話などの情報機器の使用が一般化した関係で、非対面コミュニケーションの機会が増えて、対面コミュニケーションを苦手とする人たちが増えているのではないかという意見があった。情報機器の使用が、今後、更に一般化していくことを考えると、そもそもそのような実態があるのかどうかを検証しつつ、実態があるとするならば、その状況を改善していくために、どのような考え方を示せるか検討していく必要がある。

国際化との関係では既に日本に209万人（平成23年9月現在。法務省調べ）を超える外国人が生活していることを踏まえ、外国人とのコミュニケーションの取り方を考えていく必要がある。そのときに、外国人にとって、どのような日本語が分かりやすいのか、どのような日本語の使い方が分かりやすいのかを考え方として整理していくことが大切であるが、国語施策として示すことが可能であるかどうか、更に検討していく必要がある。また、この点については、必要に応じ日本語教育小委員会とも連携して検討していくことも考えられる。

### (2) 求められる二つのコミュニケーション能力

今後、求められるコミュニケーション能力は、上記の「(1) 情報化・国際化との関係」とも密接に関わっており、大きくは二つに分けることができる。一つは、対面コミュニケーション場面で、相手との人間関係を作り上げながらコミュニケーションを取れる能力である。これは人間関係形成能力とも言い得るコミュニケーション能力である。もう一つは、自分の考えや意見を整理し、根拠や理由を明確にして説得力を持って論理的に伝え合うことのできるコミュニケーション能力である。学校教育などでは後者のコミュニケーション能力を育成する取組が多いと思われるが、前者の能力をどのように育成していくかも考えていく必要がある。

現在、社会の各分野でコミュニケーション能力が重要であるという指摘がなされているが、コミュニケーション能力をどのように捉えるのかについては様々な考え方がされており、整理して示す必要があるのではないかと。特に現在の社会において必要とされているコミュニケーション能力とは具体的にはどのような能力であるのかを何らかの形で調査するなどして明らかにしていく必要がある。コミュニケーション能力が重要であるという指摘はこれまでも繰り返されてきたが、そこでイメージされているコミュニケーション能力がどのようなものであるのかは必ずしも明確ではない。ここが明らかになることは、学校教育で行われるコミュニケーション教育にも資することになる。

## 5 その他

- 上記1～4以外の意見について、「日本語の国際的な普及」、「表記に関わること」及び「その他」に分けて、以下に示す。

### (1) 日本語の国際的な普及

国内においても英語を社内の公用語にしようという会社も出ている状況になりつつある中で、逆に日本語を海外にもっと普及することについてどう考えるのか、日本に理解を持ってもらうという観点から、日本語を海外に積極的に普及することを考えてもいいのではないかという意見もあった。普及のためには、どのような手立てが必要なのかなど、国語施策の観点からはどのようなことが考えられるのか、検証してみることも意義があるのではないか。なお、この点については、今後日本語教育小委員会において行われる日本語教育政策に関する検討とも十分関係を取っていくことが重要である。

### (2) 表記に関わること

#### ① 外来語や外国の地名・人名の語形の安定

現在、外来語の表記については、平成3年に「外来語の表記」が内閣告示・内閣訓令によって示されているが、その「留意事項その1（原則的な事項）」の2には、「「ハンカチ」と「ハンケチ」、「グローブ」と「グラブ」のように、語形にゆれのあるものについて、その語形をどちらかに決めようとはしていない。」とある。この記述から明らかなように、「外来語の表記」においては、異なる語形があった場合にどちらかに決めるといようなことは対象としていない。上述の「留意事項その1」の1には「この『外来語の表記』では、外来語や外国の地名・人名を片仮名で書き表す場合のことを扱う。」とあり、1と2を併せて読めば、外来語や外国の地名・人名について、語形を決めようとする趣旨のものではないことが分かる。外来語や外国の地名・人名の語形が不安定であるのは、このような事情も関係しているのではないか。その意味で、語形を安定させるための目安、特に人名についての目安が必要ではないか。

#### ② 句読法について

句読法について国語施策として正式に示されたものはない。現在、参考とされているのは、昭和21年3月に、当時の文部省教科書局調査課国語調査室が作成した「くぎり符号の使ひ方〔句読法〕案」であるが、これについて見直し新たな句読法を示すべきではないか。前述の「公用文作成の要領」に入れ込まない場合には別途単独で示すかどうか。また、公用文における左横書きの場合の読点をコンマ（,）にするか、点（.）にするかについても検討が必要である（参考資料3参照）。

### (3) 文化庁「国語に関する世論調査」等

- ・ 文化庁で実施している「国語に関する世論調査」の発表の仕方や結果の扱い方について、更に工夫の余地があるのではないか。
- ・ 看護・介護などの分野の文章には難解な表現や語彙が残っている。外国人が日本に長期もしくは永住していくときに、こういう点が問題となるので、これについても公文書に準じる形で検討できないか。